

西松浦地区合併協議会 議事録

(第三回)

日時：平成16年11月28日
会場：焱の博記念堂 2階会議場

開 会（ 9時30分 ）

○事務局長（ 福島 清人 ）

それでは第三回の合併協議会を開催させていただきます。会を始めます前に本日の資料の確認をお願い致します。資料は本日の会議次第と別冊資料の二つだけでございます。それでは、初めに会長さんにご挨拶を頂き、引き続き会議の進行をお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

みなさんおはようございます。今日はこれまでと違いまして、日曜日に、しかも早朝からということで皆さん方にお集まりを頂きました。大変ありがとうございます。また県の市町村課の黒岩課長様には、遠くから来て頂きまして、心からお礼を申し上げたいと思います。この協議会が発足しましてから皆さん方には度々の開催で、大変恐縮に感じているところでございますけれども、どうぞひとつ両町が一緒になるということで、それぞれ努力を頂いて、お願いしているところでございます。どうぞこれからもこの合併問題が順調に進みますように、皆さん方のご協力をお願い申し上げるところでございます。どうぞ今日も最後までご協力をお願い申し上げて開会のご挨拶と致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは会に入りたいと思いますが、只今の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、第三回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員としまして、川内委員さんと西有田の南委員さん、お二人をお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

<<はい>>の声あり

はい。それではよろしくお願い致します。

それでは早速議題に入らせて頂きます。

それでは、報告第1号 幹事会の会議概要について、江崎幹事長から報告をお願いします。

○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

それでは1ページをお開き頂きたいと思います。第二回幹事会における協議等の結果について、報告をさせていただきます。

平成16年11月25日に第2回幹事会を開催し、協議及び調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告を致します。

1. 第3回協議会協議事項について確認事項でございます。

第3回協議会へ提案する協議事項について、協議第29号「高齢者福祉事業の取扱い」、第30号「児童福祉事業の取扱い」、第31号「社会福祉事業の取扱い」、第32号「保健衛生事業の取扱い」、第33号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」についての提案内容及び参考資料を調整いたしました。

二つ目でございます。新町建設計画について確認事項でございます。

新町建設計画策定に係る業務仕様等について協議・調整を行いました。

三つ目でございます。今後の日程について確認事項。

今後の協議会、幹事会及び部会の日程について、開催日時等を調整いたしました。

以上終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今江崎幹事長から幹事会概要の報告がありましたが、このことについて何かご質問ございませんか。

はい、ないようでございますので、幹事会概要の報告については了承されたものと致します。

次に報告第2号 議会の議員の定数及び任期検討小委員会の審議結果につきまして、田代委員長から報告をお願い致します。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

それでは2ページをお願い致します。それでは、第2回議会の議員の定数及び任期検討小委員会における協議等の結果について、報告をさせていただきます。

平成16年11月22日に第2回会議を開催致しましたので、西松浦地区合併協議会、小委員会規程第7条の規定によりご報告をさせていただきます。

1. 定数及び在任特例の確認

定数及び在任特例は適用しないことで確認しました。

2. 選挙区の設置及び定数について

両町議会の報告として、有田町議会は選挙区を設けなくて、定数20人から22人との報告があり、西有田町議会では、第1回に限って選挙区を設けて欲しいという意見が8名（他あり）、定数については20人以下が6名（他あり）あったとの報告がありました。

これを受け、協議に入り、委員の意見として、今回だけは小選挙区を設けてみてはどうだろうか、との意見もありましたが、一つの町を創ることを考慮し、1選挙区で行うべきとの意見や1選挙区が合併であり、新議員は窯業だけ、農業だけを考えてもらっては困る、新しい町への取組が必要である等の意見が大半を占めました。

この中で、西有田町議会委員から再度西有田町議会に持ち帰り報告したいとの意見があり、西有田町議会の回答を待って、最終結論とすることになりました。

3. 報酬の方向性について

報酬の方向性については、有田・西有田の現在の報酬額の例により、合併までに行われる報酬審議会へ提案することで決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今田代委員長から小委員会での審議結果について報告がございましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。ございませんか。ないですね。

はい、それでは意見もないようですので、小委員会の報告については了承されたものと致します。

それでは協議事項に入らせて頂きます。最初は、協議第29号 高齢者福祉事業の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第29号「高齢者福祉事業の取扱い」について次のとおり提案致します。

高齢者福祉事業の取扱い

1. 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。
2. 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。
3. 利用者負担金は、応能負担の原則に立ち、見直しを検討する。
4. 敬老会、百歳祝い事業及び敬老祝金支給事業は、合併後速やかに調整する。

以上提案致します。

尚参考資料に基づき、事務局の担当より説明を致します。

○計画調整班主事（千代田 一茂）

説明いたします。別冊の参考資料1ページをお願い致します。

高齢者福祉事業は、沢山の事業がありますので、各事業ごとに事業の説明と課題・問題点、具体的対応策の順で説明をして参ります。

まず1ページ1番、老人福祉電話貸与事業ですけれども、この事業は高齢者等の世帯に電話を貸与することで不安解消と通報体制の整備を図るという事業です。現在両町で実施されていますが、異なる点は、課題・問題点の欄に明記してありますように、助成額が、有田町が基本料金の半額のみ助成、西有田町が基本料金及び設置・撤去費を全額助成。助成方法が、有田町が年1回、助成額を利用者に交付し、利用者が毎月料金をNTTに支払うとなっているのに対しまして、西有田町が、利用者が通話料分を町に納付し、町が毎月の料金をNTTに支払うとなっております。具体的対応策と致しまして、老人福祉電話貸与事業は、合併までに調整する。なお、助成額は、西有田町の例を基本に調整するとなっております。

続きまして2ページ、配食サービス事業、3/4の国県補助事業です。この事業は一人暮らしの高齢者等で食事の調理が困難な方に対し、バランスの取れた食事を居宅に届けると共に、利用者の安否確認を行うという事業です。現在両町で実施されています。異なる点は課題・問題点の欄に明記してありますように、実施方法・利用者負担・委託料が異なるとなっております。実施方法につきましては、有田町が社会福祉協議会・民間業者に委託、西有田町が事業委託が社会福祉協議会、調理は社会福祉協議会から民間業者に委託となっております。1食あたりの利用者の負担金ですけれども、有田町が1食あたり300円、これは業者に支払うものとなっております。これに対しまして、西有田町が350円、これは町に納入し、町が町の負担分と合わせて業者に支払うとなっております。続きまして委託料ですけれども、1食あたりの町の負担になりますけれども、有田町が550円、西有田町が500円となっております。具体的対応策は、配食サービス事業は、合併までに調整する。なお、利用者負担は、有田町の例を基本に調整する。となっております。

続きまして3ページ、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、3/4の国県補助事業です。この事業は一人暮らしの高齢者等で、寝具類等の衛生管理が困難な方に対しまして、寝具類の水洗い及び乾燥消毒サービス事業を行う事業です。この事業は両町で同じ内容で実施されていますので、特に問題はございません。具体的対応策と致しまして、寝具類等乾燥消毒サービス事業は、現行のとおりとするとなっております。

続きまして資料4ページ、寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業についてです。県の1/2補助となっております。この事業につきましても、現在両町で同じ内容で実施させているため、特に問題はございません。具体的対応策と致しまして、寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業は、現行のとおりとするとなっております。

続きまして5ページ、緊急通報体制等整備事業、3/4の国県補助事業です。この事業は一人暮らしの高齢者に対しまして緊急通報装置を貸与し、緊急時の通報体制を確保するという事業です。現在両町で実施されていますが、異なる点は、課題・問題点の欄に明記してありますように、利用者の負担金が異なっております。有田町につきましては、月額950円に対し、西有田町は月額500円となっております。具体的対応策と致しまして、緊急通報体制等整備事業は、合併までに調整する。なお、利用者負担は西有田町の例を基本に調整するとなっております。

続きまして6ページ、軽度生活援助事業、3/4の国県補助事業です。この事業は一人暮らしの高齢者等で日常生活上の援助が必要な方に対し、部屋の掃除や庭の草とり、剪定等の援助を行うといっ

た事業です。現在両町で実施されておりますが、異なる点は、課題・問題点の欄に明記しております。対象者が、有田町が介護認定を問わないに対し、西有田町は介護認定を受けていないもの。委託先が、有田町が社会福祉協議会他2事業所、西有田町が社会福祉協議会のみ。サービス単価、委託単価になりますけども、有田町が時間900円に対し、西有田町は時間千円。利用者負担金が、有田町が町民税非課税の場合が時間200円、町民税課税の場合が時間400円、西有田町が税に関係なく時間200円になっております。利用回数につきましては、有田町が週6日、一日4時間、週18時間の限度があるのに対してまして、西有田町が制限なしとなっております。具体的対応策と致しまして、軽度生活援助事業は、合併までに調整する。なお、利用者負担は、西有田町の例を基本に調整する。となっております。

続きまして7ページ、生きがい活動支援通所事業です。この事業は一人暮らしの高齢者等で、家に閉じこもりがちの方に対しまして、通所により給食・入浴サービス等を提供する事業です。この事業も両町で実施されておりますが、異なる点は、課題・問題点の欄に明記していますように、委託先が、有田町が社会福祉協議会他1事業所、西有田町は社会福祉協議会のみ。委託単価が、有田町が1人当たり2千円、西有田町が一日1万円。利用者の負担金が、有田町が一回あたり600円、これが業者収入ですけれども、西有田町は、一回当たり500円の町収入になっております。具体的対応策と致しまして、生きがい活動支援通所事業は、合併までに調整する。なお、利用者負担は、西有田町の例を基本に調整するとなっております。

続きまして8ページ、在宅寝たきり者等介護見舞金支給事業です。在宅で寝たきりの老人を、常時介護する家族に対し見舞金を支給する事業です。現在西有田町のみ実施されております。支給額は月額5千円になっております。具体的対応策と致しまして、在宅寝たきり者等介護見舞金支給事業は、合併後速やかに調整するとなっております。

ここまでの各種事業の全体的な調整内容が、8ページの下のほうに明記しておりますように、国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。

町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。

利用者負担金は、応能負担の原則に立ち、見直しを検討するとなっております。

続きまして9ページ、敬老会関連事業です。現在両町で敬老会が実施されておりますが、対象者が、有田町が75歳以上の者に対しまして、西有田町が73歳以上の者で、現在2年で1歳ずつ対象年齢を上げて実施されており、平成19年度からは75歳以上になります。

記念品贈呈が、有田町が、町からの記念品贈呈は実施されておりませんが、社会福祉協議会で金婚該当者や米寿該当者等に記念品が贈呈されております。西有田町は、町から金婚該当者や米寿該当者に記念品の贈呈がなされていると言う状況です。続きまして2番の百歳祝い事業です。有田町につきましては、町での実施は行われておりませんが、社会福祉協議会で百歳の誕生日に対象者を訪問し、記念品が贈呈されています。西有田町は、百歳の誕生日に町長が対象者を訪問し、敬老祝金等が授与されているといった状況です。

三番の敬老祝金支給事業です。現在両町とも、節目での支給になっております。有田町が、80歳・85歳・90歳・95歳・100歳・101歳以上に支給がされています。西有田町は、数えの77歳・88歳・90歳・満100歳・101歳以上に対し、祝金が支給されているという状況です。

10ページになります。調整内容ですけれども、敬老会、百歳祝い事業及び敬老祝金支給事業は、合併後速やかに調整するとなっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問等ございませんか。
はい、どうぞ二宮委員さんどうぞ。

○3号委員（二宮 閑治）

最後の敬老会というのが出てきましたので、私の考えや意見を述べさせて頂きたいと思いますが、この席でこういうことをいうのはどうかと思うんですけど、敬老会が毎年、町主催であっておりますが、実は、私の地区は二区というんですけれども、75歳以上の方が160名いらっしゃって、敬老会に出席なさる方が30数名になるんですね。「なぜだんだん人数が少なくなってきたのかな」という根拠は私もあまりわかりませんが、敬老会そのもののあり方が非常に魅力がなくなってきたというか、「行ってもなんもなかばい」というような意識が、蔓延してきたのじゃないかと。これは有田町だけです。私が言っているのは、西有田は知りませんが、それがあって、結局、有田のことを言いますと、挨拶が3人、4人もされて、「私たちは耳が遠かけん、あんまりはつきりわからん」と言われるし、あの体育館は非常に音響が悪くて、ガンガンするというようなことがあって、あんまり好評じゃないんですよ。そういうこともあって、「もっと魅力ある敬老会の運営・あり方をせないかんのじゃないかな」と思っているんです。本当に高齢者を尊敬する、敬うという意識を培う為には、年に一回すればいいのかわかりませんが、それが気持ちの表れかと思うんですけども、あのやり方そのものについて、もう少し考えていかないかんのかなと思うんです。年齢的に言っても、今有田町は75歳で、西有田が73歳から19年度には75歳に延ばしていくという案のようなんですけれども、私個人で言いますと、まだまだ75歳前後というのは非常に元気な方が多くいらっしゃって、敬老という言葉が値しない。私は実は85歳でもいいんじゃないかと思っているんですが。そうすると大変ですけども、80歳ぐらいにして。日本の平均寿命が、男子がもう80歳近くになっているわけです。女子が87、8になっている訳ですから、その平均余命もないうちに、あんまり敬老敬老という言葉そのものがどうかと思います。これは毎年恒例としてやっておるんで、そのまま毎年流れてきてるんですけど、もうちょっと、速やかに調整するとあるものの、担当者だけで打ち合わせをしたり、決めるんじゃないかと、もっと幅広くご意見を聞いて、そして検討する時期にきてるんじゃないかと思えます。ただ数字は、百歳以上にはいくらあげればいいのか、そういう数字は合わせられますけれども、そういう中身の問題まで、今度速やかに調整する場合には、検討をしてほしいなど思っております。私、敬老会に少なくなったのは、ひとつは弁当も出さないというところもあるかもしれません。食事が無い。そして余興が無い。余興が楽しみで来ていらしゃる。数年前はそういう楽しみを持って来てらっしゃった人が多かったんじゃないかと思うんですけども、やっぱり「行きたいな」と思われるような、敬老会に今後どうすればいいかということ、町民あげて検討していただければというふうに思いましたので、一つよろしく願います。

○議長（岩永 正太）

はい、貴重な意見ありがとうございました。事務局からこれに対して。

さっきの二宮委員さんのご意見はもっともだと思いますし、何か、開催する前に、そういう人たちの意見も、ある程度聴取してやっていけばいいかなという気もいたします。大山地区はそれぞれ集落に帰ってから、婦人会とか区の役員さん達が一緒になって、それぞれやりますもんね。だけど、もうはっきり言いますと集会場が狭いようになってきました。今後は、そういうのが一つの課題ではないかなという気がします。大体そういうところでしょう。

それぞれ今度の一つになるわけですから、その辺も、今のご意見を踏まえて検討していくということも必要かと思えます。そういうことでよろしゅうございますか。皆さんよろしゅうございますか。

はい。それでは高齢者福祉事業の取扱いについては原案通り承認してよろしゅうございますか。

<<はい>>の声あり

はい、それでは原案どおり承認することと致します。

次に協議第30号 児童福祉事業の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第30号 児童福祉事業の取扱いについて説明申し上げます。資料は4ページでございます。

児童福祉事業の取扱い

1. 保育料は西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。
ただし、合併する年度は現行のとおりとする。
2. 保育園の開所時間及び延長保育は、現行のとおりとし、新町において住民サービスが低下しないよう実施する。
3. 幼児用補助装置購入補助は、有田町の例による。
4. 放課後児童健全育成事業は、合併後速やかに調整する。
参考資料について事務局の担当より説明させます。

○計画調整班主事（ 千代田 一茂 ）

説明いたします。別冊の参考資料が11ページになります。

11ページには、現在の両町の保育料を上の方につけております。真中より下の方から説明をして参ります。

階層区分ですけれども、課税区分になりますけれども。現在、有田町が、国基準の第4階層と第5階層をそれぞれ二分割して、全9階層での徴収を実施されております。西有田町が、国基準の第5階層と第6階層をそれぞれ二分割して、全9階層での徴収を実施されております。同時入園の場合の取扱いですけれども、園児が2人とか3人の場合の取扱いになります。有田町が、第1階層から第4階層までが、もっとも保育料が低い児童が全額、二番目に低い児童が半額、三番目以降は1/10。これが第5階層から第7階層になりますと逆転致しまして、もっとも保育料が高い児童が全額、二番目に高い児童が半額、三番目以降は1/10になっております。西有田町は、全階層におきまして有田町の第1階層から第4階層の取扱いと同じようになっております。

12ページ、保育時間等ですけれども、開所時間等はご覧のようになっております。課題・問題点、保育料が異なる。同時入園の場合の、2人目、3人目のカウント方式は、有田町は、国と同じ。西有田町は、カウント方法を変えている。開所時間及び延長保育については、地域の実情により対応を行っているとなっております。

調整内容が、保育料は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

保育園の開所時間及び延長保育は、現行のとおりとし、新町において住民サービスが低下しないよう実施するとなっております。

13ページが参考資料になりますけれども、平成16年度の各保育園の入園者数並びに階層別の園児数を載せております。

14ページをご覧下さい。保育料の現況になりますけれども、各所得ごとに保育料を、園児が一人の場合、二人の場合、三人の場合で比較したものになります。左の下の方に四角で囲ってありますけれども、園児の年齢を一人の場合が、4歳以上が一人、二人の場合が4歳以上が一人と3歳未満児が一人、三人の場合が4歳以上が一人と3歳児を一人、3歳未満児を一人と仮定した場合のものになります。

例えば資料の一番下の方、所得税64,000円未満の場合におきましては、有田町が一人入園の場合で27,000円、西有田町が21,000円、二人入園の場合で、有田町が42,000円、西有田町が33,500円、三人入園の場合で、有田町が43,500円、西有田町が34,500円といった状況です。

15ページも同様の資料になります。

16ページ、保育料の試算ですけれども、月額で試算を行ったものです。現在国の徴収基準額が、有田町が5,976,090円になっているのに対しまして、実際の徴収額が5,449,400円、軽減率。実際の町の負担になりますけれども、これが526,690円、軽減率が8.81%。西有田町が、国の徴収基準額が7,913,240円。これに対しまして実績ですけれども、徴収額が6,298,250円、軽減額が1,614,990円、軽減率が20.41%になっております。これを調整案による試算を行いますと、概算で、両町合わせまして軽減額が2,794,230円、軽減率が20.12%になり、現在より月額にしまして、約65万円程度の町の負担の増になります。年間にしまして、780万程度になります。

資料17ページ、幼児用補助装置購入補助です。チャイルドシート等の購入における補助事業ですが、現在有田町のみ実施されております。

調整内容は、幼児用補助装置購入補助は、有田町の例によるとなっております。

18ページ、放課後児童健全育成事業です。この事業は小学校における放課後等において、保護者が留守となる家庭の児童の、安全と健全な育成を図るものです。現在両町で、各小学校において実施されておりますが、開設時間や保護者負担金が異なっております。開設時間につきましては、有田町が、土曜日が12時までに対し、西有田町は17時30分まで。長期休暇の取扱いが、有田町が春休み・夏休み・冬休みに対してまして、西有田町は、夏休みのみの実施。保護者負担金が、西有田町におきまして夏休み・土曜日等に別途負担があるといった状況になっております。

調整内容が、放課後児童健全育成事業は、合併後速やかに調整するとなっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

はい、只今事務局から説明がありましたが、これについてご意見やご質問等ありませんか。

はい、岩崎委員。

○2号委員（岩崎 賢助）

保育園事業についてですが、有田の場合は民営化が進んでいるようですけれども、西有田は、公立・町立でやっていますけれども、その方向性的なものは謳っていませんけれども、その方向性についてはどういうふうな方向性で行くのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（岩永 正太）

事務局、幹事会等でそういう議論がなされたかどうか、ちょっとお願いします。

○幹事（空閑 秀則）

お答えを致します。児童福祉の事業につきましては、先ほど事務局長から提案ございましたように、調整案のようなことで議論を致しております、保育料の保護者の負担等を、どうするかということで相当議論をさせて頂きました。今岩崎議員さんからご質問ございました今後の、園の運営の方法等については現段階、幹事会においてはまだ議論は致しておりません。

当然今の情勢等から考えまして、近いうちにそういった面も含めて相当な議論をする必要があると

言うふう感じております。
以上です。

○議長（岩永 正太）

その他ございませんか。

はい。それでは異議がないようでございますので、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

<<はい>>の声あり

原案どおり承認することと致したいと思います。

次に協議第31号 社会福祉事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい、協議第31号 社会福祉事業の取扱いについてご提案申し上げます。ページは5ページでございます。

社会福祉事業の取扱い

1. 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。
2. 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。
3. 戦没者追悼式は継続して開催することとし、実施方法については、合併後速やかに調整する。

以上提案申し上げます。

尚、参考資料に基づいて事務局の担当より説明申し上げます。

○計画調整班主事（仁戸田 将英）

説明させていただきます。別冊の参考資料19ページをご覧ください。

協議第31号 社会福祉事業の取扱いについて、まず現況の欄。

1. 重度心身障害者タクシー料金助成事業になります、1/2が県の補助です。

(1) 事業内容です。重度心身障害者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、その生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ります。

(2) 対象者が異なります。有田町は、身体障害者手帳で1級・2級で下肢・体幹・視覚障害がある方。少し上の※のところですね。合併でも対象となります。例えば耳の障害、目の障害併せて1級の方とかも対象になります。②療育手帳A③精神障害者保険福祉手帳1級の方。一方西有田町は、①身体障害者手帳1級・2級。下肢・体幹・視覚障害の方。西有田の方は、併せて1級の方は対象になりません。あと②療育手帳Aの交付を受けた方となっています。

(3) 給付内容が有田町で560円×24枚、西有田町で500円×20枚というふうに異なっています。

その下

(5) 15年度の実績ですが、有田町が給付人数41人、支出額が398,720円で、西有田町が給付人数が32人、支出額が149,000円となっています。

次に

2. 内臓機能障害者器具購入費助成事業ですが、西有田町のみの実施となっております。

次のページ、20ページをご覧ください。

3. 施設入所児帰省等経費助成事業ですが、特に問題はありません。

次の欄。課題・問題点を省略してその下、調整内容は先ほどの提案と同じになります。

その下、点線の下、具体的対応策の欄ですね、

重度心身障害者タクシー料金助成事業は、合併までに調整し、新町において定める。

内臓機能障害者器具購入費助成事業は、西有田町の例による。

施設入所児帰省等経費助成事業は、現行のとおりとなっております。

次のページ21ページをご覧ください。

戦没者追悼式の現況です。両町共に開催され、特に問題はありません。一番下の欄、調整内容は先ほどの提案内容と同じになります。

以上で説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がございましたが、何かご質問、ご意見等、ありませんでしょうか。ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは原案どおり承認してよろしゅうございますか。

<<はい>>の声あり

はい。協議第31号の社会福祉事業の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に協議第32号 保健衛生事業の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい、協議第32号保健衛生事業の取扱いについて次の通り提案致します。6ページでございます。

保健衛生事業の取扱い

1. 保健事業は、住民の健康維持及び増進を図るため、各種事業の充実に努めるよう調整する。
2. 成人健康診査は、現行のとおりとし、サービス内容の低下や急激な負担増とならないよう、合併後調整する。

以上でございます。なお、参考資料に基づき事務局より説明を致させます。

○計画調整班主事（仁戸田 将英）

別冊の参考資料22ページをご覧ください。

協議第32号保健衛生事業の取扱いについて、まず母子保健事業の現況になります。

1. 妊婦健康診査等の現況はご覧のとおりとなっております。

下の欄、課題・問題点ですが、栄養食品支給事業における対象世帯が、有田町が、所得税非課税、西有田町が、町民税非課税となっております。また多胎児の取扱いが、有田町は所得税非課税世帯ですが、西有田町は税に関係なく支給しています。

下の欄、具体的対応策ですが、妊婦健康診査は、現行のとおりとし、栄養食品支給の対象者は、有田町の例により、多胎児を含むとなっております。

次の欄、

2. 乳幼児健康診査ですが、現況はご覧のとおり。

下の欄、課題・問題点ですが、乳児検診の回数と対象者が異なります。

有田町が、個別検診2回、3、9ヶ月児で集団検診はありません。

西有田町が、個別検診1回で、3ヶ月児、集団検診3回。4・7・12ヶ月児となっております。

下の欄、具体的対応策ですが、乳幼児健康診査は、合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

次のページ23ページをご覧ください。

3. 母子保健指導になります。現況はご覧の通り。

その下の欄。課題・問題点ですが、母子相談の対象者と、開催回数が異なります。

有田町が、2歳半で年12回。

西有田町が2歳児で年6回となっています。

その下、母子訪問指導の対象者が異なります。

有田町が、必要と思われるもの。

西有田町が、2ヶ月児の全戸訪問となっています。

具体的対応策ですが、母子保健指導は、合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

その下、

4. 母子保健教室になります。現況はご覧の通り。

その下、課題・問題点ですが、2町において独自の事業を展開されています。

その下、具体的対応策ですが、母子保健教室は、合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

次のページ24ページをご覧ください。

5. 母子保健推進員になります。現況はご覧のとおり。

その下、課題・問題点ですが、2町とも母子保健推進員を設置しています。

具体的対応策、母子保健推進員は現行のとおりとされています。

次の欄、ここからは老人保健事業になります。

1. 健康手帳の交付、現況はご覧のとおり。課題・問題点ですが、特にありません。

その下、具体的対応策、健康手帳の交付は現行のとおりとされています。

次の欄、健康教育になります。現況はご覧のとおり。

課題・問題点、事業内容が異なっています。

具体的対応策、健康教育は、合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

次の25ページをご覧ください。

3. 健康相談になります。現況はご覧のとおり。

課題・問題点ですが、2町において独自の事業を展開されています。

具体的対応策ですが、健康相談は、合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

次の欄、

4. 機能訓練になります。現況はご覧のとおり。

課題・問題点ですが、対象者送迎方法が異なります。

具体的対応策ですが、機能訓練は、合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

次のページ26ページをご覧ください。

ここは歯科保健事業の現況です。

6つの項目がある中で、4. 在宅歯科検診相談、6. 歯科医療費助成以外は、取扱いが異なっています。3のフッ素応用のところでは、有田町が、4歳以上の園児が対象に対して、西有田町が町内保育・幼稚園・小・中学校にて実施となっています。課題・問題点は省略しまして、その下の具体的対応策、歯科保健事業は、合併後速やかに調整するとなっています。

次の27ページをご覧ください。

ここからその他の保健事業の現況になります。

1. 健康づくりのイベントについて記載してあります。

両町共に同様の趣旨ではありますが、その内容が異なっています。

具体的対応策として、健康づくりイベントは、合併後速やかに調整するとなっています。

下の欄、

2. 健康づくり保健委員です。現況はご覧のとおり。

その下、課題・問題点ですが、西有田町のみ保健委員を設置しています。

具体的対応策として、健康づくり保健委員制度は、現行のとおりとし、新町において全域での設置を検討するとなっています。

3. その下です、栄養改善です。現況はご覧のとおりとなっています。

次の28ページご覧下さい。

一番上の方、課題・問題点ですが、2町において独自の事業を展開しています。

その下、具体的対応策、栄養改善事業は、合併までに調整し、新町において定めるとなっています。

次の欄です。

4. 健康サポートフロンティア事業、現況はご覧のとおり。

その下、課題・問題点ですが、西有田町のみ実施されています。

具体的対応策としまして、健康サポートフロンティア事業は、現行のとおりとし、新町において全域での実施を検討するとなっています。

その下の欄、調整内容は先ほどの提案と同じです。

次の29ページご覧ください。

成人健康診査事業です。基本健康診査は、負担金免除者以外はすべて異なっています。

次の欄、肝疾患検診は実施方法が、有田町で個別検診、西有田町で集団検診となっています。

次の欄、わかば検診は西有田町のみの実施。

次の欄、胃がん・大腸がん・肺がん検診の違いはありません。

子宮がん検診は、有田町が頸部のみで600円。西有田町が頸部700円。頸部+体部1000円となっています。

乳がん検診は有田町が触診マンモ併用で800円、西有田町が触診のみ300円、マンモ併用で700円となっています。

次の30ページご覧下さい。

がん検診の前立腺がん検診ですが、対象者が、有田町で50歳から69歳まで、西有田町が50歳以上で、負担額は200円西有田町が高い状況。

その下、骨粗鬆症検診の違いはありません。

その下、人間ドックは項目すべてで異なっています。

その下、です。

脳ドックは負担金以外異なる状況です。

その下、

休日検診は、西有田町のみ実施されています。

課題・問題点ですが、2町でそれぞれ成人健康診査事業を行っています。集団検診・個別検診・対象者・負担額・検査内容等が異なっています。

その下の欄、調整内容は提案内容と同じです。

以上で説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありました。ちょっと細かい数字ばかりで、皆さん方も大変だろうと思えますけど、それぞれ似通った形でやっているところと、独自なところとあります。どうでしょうか。何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。どうですか。よろしゅうございますか。

はい。それでは保健衛生事業の取扱いについては原案どおり承認してよろしゅうございますか。

<<はい>>の声あり

はい。協議第32号の保健衛生事業の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

次に協議第33号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から説明をお願い

します。

○事務局長（ 福島 清人 ）

協議第33号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提案致します。

7ページでございます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

1. 2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月19日までの間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。このことは3月1日に合併が決まりましたので、それから50日間の間、在任特例を適用して、そのまま在任していただくというところでございます。

2. 特例措置後の農業委員会の選挙による委員の定数は、8人とする。

3. 農業委員会の選任による委員の定数は、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区から推薦する理事又は組合員各1人。議会から推薦する学識経験者3人以内とする。

以上提案致します。尚、参考資料に基づき担当より説明いたします。

○計画調整班班長（ 川久保 常德 ）

それでは、別冊資料の31ページをお願い致します。

まず現在の状況について説明させていただきます。

現行の委員数としまして、有田町が選挙による委員さんが10人、選任委員さんが3人というふうになっております。この内訳については、議会推薦、農協からの推薦、農業共済組会からの推薦が各1名ずつと言うふうになっております。西有田町については、選挙による委員さんが10人、選任委員さんが5人ということで、議会推薦から3人、農協・共済組合から各1人というふうになっております。任期については、3年間が任期期間ということで、有田町が平成17年の7月19日まで、西有田町が19年の3月31日までという任期に、現在なっております。

次に農地面積と農家数ですけれども、農地面積については有田町が89ha、西有田町が667haということで、合計756haです。農家数については、168戸が有田町、西有田町が751戸、合計919戸。

農業委員の選挙人数ということで有田町が333人、西有田町が1821人、合計2154人というふうになっております。法的にこの農業委員の定数、任期については3.に書いておりますように、3パターンほどの選択肢があります。

まず新町に一つの農業委員会を置く場合ということで、これは原則的に新たに選挙をすると、合併の日から50日以内の選挙ということで、任期が3年ということで、選任委員さんについては、新たに選任をされるということになります。合併の日に、新たに選任をすると言うふうになります。

次に特例として、これは先ほど説明しました調整内容ですけれども、選挙による委員さんがそのまま在任できるということで、任期として合併後1年を越えない範囲で、協議により定めた期間と言うふうになっております。これも新たに選任委員さんについては、合併の日に新たに選任をするといったこととなります。

次に新町に従前の区域ごとに委員会を置く場合というケースも考えられます。これについては現在のように有田町の農業委員会、西有田町の農業委員会をそのまま置くということも出来ます。

次に新町に従前の区域と異なった区域により、2つ以上の委員会を置く場合ということで、これについては考えられない状況かと思いますが、今現在の農業委員会を区域をかえて、二つの農業委員会を置くといったパターンも考えられるということではあります。

次にこの内容についてもう少し詳しく説明しますと、ちょっと飛びますけれども、34ページの4

ということで、2町合併に伴う農業委員会の取扱いということで説明資料を添付致しております。

まず

(1) 農業委員会の数についてですけれども、2町合併の場合には、2の(1)、この2の(1)というのは面積要件になりますけれども、面積要件で設置することは出来ません。ただ2の(2)の適用を受けることは可能です。これについては廃置分合によります、農業委員会の設置については、二つの農業委員会をそのまま置くことができます。廃置分合の場合です。要するに合併の場合ということになりますけれども、行財政の効率化から一つの農業委員会を置くべきであると言うふうに考えられます。合併先進事例では暫定的に設置した例はありますがけれども、ほとんどが一つの農業委員会ということで統合されています。

次に

(2) の選挙区の設置です。施行令の第5条の規定によりまして、すべての選挙区において、その区域内の面積が500ha以上、又は基準農業者数が600以上とならなければいけないために、2町合併の場合は選挙区を設置することは法的に出来ません。

次に

(3) です。選挙による委員の数ですけれども、選挙による委員の数は選任委員の数を超えて、20人が上限と言うふうに定められております。この為、選挙による委員の数は最低5人というケースが考えられますが、これまでの委員数および先進事例の1人当たりの戸数及び面積等を考慮して、7～8人程度が適当と考えられます。

次に在任特例の適用です。選挙委員の任期等に関しましては、合併に関する法律によりまして、1年以内の任期延長として在任特例があります。全国農業会議等の合併時の取扱いとして、合併の日から50日以内の選挙の場合、この間、農業委員さんとか事務局の職員が存在しないという状況になりますので、農地法関係の事務の処理が行えない為に、在任特例の適用が望ましいという見解が示されております。要するに合併の日に農業委員会が存在しないということになりますと、農地法関係の事務、いわゆる例えば、農業者年金の証明書の発行とかそういった手続きが出来ないということで、住民の方に迷惑がかかるということで、在任特例の適用が望ましいという見解が示されております。このため2町合併の場合は、空白期間を置かないよう在任特例を適用すべきと言うふうに考えられます。在任期間については、財政的及び事務効率化の観点から、50日間以内の在任特例が最適とだと言うふうに考えられます。この調整内容もこのように致しておりますが、選挙については、括弧書きにしておりますように、いわゆる町長選挙と町議会議員選挙と同一の日になるということになります。

次に先進事例を若干ご説明致しますと、35ページ。11月1日に法改正が行われておりますけれども、それに基づいて調整された案ということで、佐賀東部の合併協議会になります。これにつきましては、選挙区を設置されておまして(4)ということで農協から1人、共済組合から1人、土地改良区から1人と、それと議会推薦ということで、法的には4人以内となっておりますが、3人というふうにこの佐賀東部合併協議会では決定をされているようになっております。36ページに委員数の検討材料としまして、二番目の委員数の検討というところで、例えば新白石町によりますと、農業委員さんの数を30人と言うふうに定められております。これは委員一人当たりの戸数で計算しますと116戸、委員一人当たりの農地面積ということにしますと206haという状況になります。後、小城市、鹿島・太良というふうに記載してありますが、試算の欄として、先ほど提案を致しました8人とした場合の、2町の場合は、委員一人あたりの戸数は115戸、委員一人あたりの面積が95haといったような状況になります。

先ほど若干説明しました、法改正の内容を若干説明しますと、37ページの農業委員会等に関する法律第12条、選任による委員さんの明記があります。(1)のところで農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事または組合員各1人と言うふうに、11月の1日より土地改

良区が新たに追加をされております。これについては、現在は、現在というか先ほど説明しました農業委員会の現況数では、農協から1人、共済組合から1人というふうになっておりましたけれども、11月1日から改正をされている、土地改良区が1名追加になっているという状況と、(2)で議会が推薦した農業委員会の学識経験を有する者、今までは5人以内でしたけれども、4人以内というふうになっております。

次に選挙による委員の説明を若干しておきますと、38ページの、第2条の2のところですが、法第12条 第1項の委員として「選任しなければならない委員の数と、4人との合計数を超えていなければならない」というふうになっております。「合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする」というふうになっております。ここに※印をしておりますけれども、うちの場合は20人、「委員の数の上限が20人」というふうになり11月1日から法改正がなされております。以前はここが「10人以上20人以下」というふうになっておりました。その関係で、先ほど現況を説明しましたが、「両町の農業委員からの、選挙による委員は10人」というふうになっていたというふうなことになります。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありました。これについてご意見・ご質問等ございませんか。
はい。

○3号委員（二宮 閑治）

農業関係について、全く私もわかるわけでないけれども、有田町の場合、農家数が168戸という数字があるんですが、この農家という規定というか、決まりごとというか、そういうところはどんな、兼業農家の方もいらっしゃるわけで、農家という決め方がどんなのか、ひとつ。

それから農業委員さんという方はどんな仕事をなさっているのかちょっとお尋ね致します。

○事務局長（福島 清人）

お答えいたします。まず、この専業農家というふうなとらえかたは、10アール以上耕作をされている農業者でございます。

農業委員さんの活動内容といいますのは、まず、町の総合農政の色々方向づけといいますか、そういったものをいろいろ審議して頂く、それと農地の転用とか売買、そういったものの許認可行為を審議して頂くというふうな機関でございます。

○議長（岩永 正太）

何か他にございませんか。

まあ、本来の仕事は、農業の将来をこの農業委員会で、本当は色々議論をして頂くと言うのが一番大きな仕事に、これからはなっていくだろうと言うふうに思います。

はい。

○3号委員（久保田 勉）

現在、農業委員としての立場がございましたので、私なりに少し述べさせて頂きたいと思います。先ほど言われましたように、私たちの農業委員会の、第一の目的はやはり、優良農地を守っていく、確保するということが一番大きな問題ではなかでしょうか。優良農地をあくまでも守っていくというのが、大きな使命だろうと思います。それから只今提案をされております内容につきましては、私た

ち有田町の会長さん、副会長さん、私、共に事務局長揃いまして、2回ほど内容等については、話し合いをしております。現在提出をされておりますこの案につきまして、そういった方向性に私たちの話し合いの中もいったようでございます。それと、これはゆくゆく新議会の皆さんによってなされる問題でありましょうけれども、面積的には、ものすごく西有田と有田町の開きがありますけれども、農家戸数とかあるいは農業委員会の登録名簿等を考えますと、面積では7.5:1とか、あるいは農家戸数によりましては4:1、あるいは農家登録選挙人によりましては、有田町が333人。西有田が1821名ですから1.5対8.5ぐらいであります。こういった内容でありますので、8名になりますと、どうしても面積的には旧西有田町が7名、有田町が1名というような内容になろうかと思いません。そうした場合に、やはりこれから先、いろんな方面で話し合いをしていく場合に、やはり議員さんの推薦によって、ぜひ有田町の方からも1名ないし2名は絶対推薦をして頂かないと、これから先の農業委員会の運営というそのものが難しくなっていくんじゃないかならうかと思いません。その点を非常に危惧をしておるところであります。ぜひそういった配慮の元に、今後話し合いをして頂きたいと強く要望するところあります。

○議長（岩永 正太）

はい、非常に今の意見は大変ありがたい意見だと思います。一つの町になって農業委員会が形成されるときに、やはりそれぞれの町である程度の数も考慮にいれてほしいということでございますから、ここでそのことをやりますということは難しいわけですが、今日只今久保田委員さんからお話があったことを含んで、これから農業委員会の選挙は、もうこれは公式な選挙は別ですが、推薦の枠内で今の意見を考慮されていければ、非常にありがたいと言うふうに私たちも思います。

その他何かございませんか。

それではないようでありますので、農業委員会の委員の定数および任期の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

<<はい>>の声あり

はい、ありがとうございます。それでは協議第33号の農業委員会の委員の定数および任期の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

以上で本日予定されておりました協議はすべて終わりましたが、ここで委員の皆様にご了承を得ておきたいことがございます。この協議会で会議録を調整することが規定されておりますが、第1回、第2回を含めて本会議で承認された事項について、その字句や数字、その他の整理を要するものについては、会長の私に一任させて頂きたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

はい、これは軽微なというふうにとらえていただきたいと思っております。

それでは会議録の字句、数字、その他の整理を要するものについては会長に一任するというご承認頂いたものと致します。

その他委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

ないようでしたら事務局から何か他に。

○事務局長（福島 清人）

特にございませんけれども、住民代表委員さんと議会選出委員さんは、このあとちょっと打ち合わせをしたいと思っておりますので、このままお残り頂きたいと言うふうに思います。それから、次回、第4回の会議は12月7日（火曜日）になります。午後2時から当会場で開催したいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩永 正太）

何か他に皆さん方ございませんですね。
それでは本日は・・・。

○事務局長（福島 清人）

さっきお残り頂きたいということで申し上げましたけれども、これは小委員会の開催を予定を致しております。時間はそんなに要しないというふうなことを考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（岩永 正太）

はい、それでは本日は日曜日という、皆さん方大変お忙しい中に、しかも長時間に渡りましてご審議頂きましてありがとうございました。これから年末の忙しい時期を迎えることとなります。また一方、この合併の協議もいよいよ大詰めに差し掛かってくると思います。どうぞひとつ、皆さん方に今後ともよろしくご協力をお願いして、この会を閉じたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

閉 会（ 10時42分 ）